

## 生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉事業所間や福祉事業所と他の団体との共催・連携により行う、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項の重層的支援体制整備事業の推進に資するイベントの実施費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において福祉事業所とは、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、生駒市社会福祉協議会、介護保険事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、子育て支援等関連団体、生駒市生活困窮者就労準備支援事業所等の事業所とする。

(補助対象団体)

第3条 イベント実施をする団体のうち、代表となる団体を代表団体、その他の団体を実施団体とする。

なお、代表団体は、一者の福祉事業所とする。

2 実施団体は、市内に事業所又は活動拠点を有する次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、実施団体のうち1者以上は福祉事業所とする。

- (1) 奈良県又は生駒市の指定や委託を受けている福祉事業所
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の規定による会社
- (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条で定める手続きを行った個人事業主
- (4) 市民活動団体（営利を目的とせず重層的支援体制整備事業に資する活動を行う団体であって、補助事業を遂行できる能力を有するもの）
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号の規定による公益社団法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の規定による一般社団法人等
- (8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定による社会福祉法人
- (9) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項の規定による医療法人
- (10) その他前各号に準ずる団体で市長が適当と認めるもの

3 前2項の規定に関わらず暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体は交付対象外とする。

(対象イベント)

第4条 補助金の交付の対象となるイベント（以下「対象イベント」という。）は、次の要件をすべて満たすイベントとする。

- (1) 市域の重層的支援体制整備事業推進に資するイベント
- (2) 相談支援を行う福祉事業者による相談支援ができる体制を整えているイベント
- (3) 生駒市内で実施され、福祉事業所間や参加者間や地域とのつながりをもつことができるイベント
- (4) 事業者が支援の対象としている者が、高齢・障がい・子ども・生活困窮の中から2分野以上に関係するもので、同一法人でない3者以上の団体が連携して行うイベント
- (5) 福祉事業所に関しては、以下の生駒市で行うイベント

北圏域：生駒北中学校区、鹿ノ台中学校区、上中学校区

中圏域：光明中学校区、生駒中学校区

南圏域：緑ヶ丘中学校区、生駒南中学校区、大瀬中学校区

2 前項第5号の規定にかかわらず、隣接する圏域であればこの限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントは補助金の交付対象としない。

- (1) 法令、条例等に違反したイベント
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するイベント
- (3) 特定の者の利益のみを目的とするイベント
- (4) 政治活動、宗教活動を目的としたイベント
- (5) 本市又は国、地方公共団体から補助を受けているイベント又は委託されたイベント
- (6) 既存事業の単なる予算の付け替えにとどまるイベント
- (7) その他交付要綱の趣旨に反するイベント

(補助金の額等)

第5条 補助金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- (1) 補助対象経費の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額を算出する。
- (2) 前号により算出された額の3分の2に相当する額を補助金の額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、200,000円を上限とする。

3 補助対象経費には、当該補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が発生する場合は、当該税額は含まないものとする。

4 補助金の交付は、同一年度内において、1事業所あたり1回限りとする。

(交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする代表団体は、福祉イベント実施事業補助金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 実施団体概要書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を予定している代表団体は、申請内容について、事業開始前までに市長と事前協議を行うものとする。

3 実施団体は、以下の書類について、代表団体を經由して提出しなければならない。

- (1) 実施団体概要書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、福祉イベント実施事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により代表団体に通知するものとする。

2 市長は、審査にあたっては、重層的支援体制整備事業を構成する4分野を所掌する地域包括ケア推進課長、こども家庭センター所長、障がい福祉課長、生活支援課長の意見を聴取することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、その旨を福祉イベント実施事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により代表団体に通知するものとする。

(イベント内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた代表団体及び実施団体が、対象イベントの内容を変更する必要がある場合又はやむを得ない事情により中止する場合は、福祉イベント実施事業補助金変更・中止承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた代表団体は、対象イベント完了の日から起算して1月を経過する日又は会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、福祉イベント実施事業補助金実績報告書(様式第8号)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容が補助金交付決定の内容に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確

定し、福祉イベント実施事業補助金確定通知書(様式第11号)により代表団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助金の交付の決定を受けた代表団体が提出する福祉イベント実施事業補助金請求書(様式第12号)に基づき交付するものとする。

(免責)

第12条 市は、イベント実施の際に生じた事故・損害等に対し、一切の責任を負わないものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

対象となる経費

項目	内容
報償費	ボランティア、コーディネータ、外部講師等に係る謝金
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書等の印刷製本費
燃料費	対象イベントを行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務(会場設営、機器運搬)等の委託費(イベントの全ての委託は対象外)
使用料・賃貸料	会場使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者 氏名

福祉イベント実施事業補助金交付申請書

生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 実施団体概要書（様式第4号）

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業名称		
代表団体	団体名	役割
実施団体	1. 2. 3.	1. 2. 3.
事業内容 ※実施場所、相談支援 を行う事業者、市民の 関わり方、補助終了後 のビジョンを明記		
事業の目標・効果 ※関連する重層的支 援体制整備事業と紐 づけ、可能な限り定量 的な目標を記載		
事業完了予定日	年 月 日	
備考		

※代表団体だけでなく実施団体も、実施団体概要書（様式第4号）を提出すること。

※適宜記載欄を拡大し、詳細に記述すること。

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。

収支予算書

代表事業者名 \_\_\_\_\_

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	摘 要
寄付金・その他収入 (A)		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額 (E) と同額
収入合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	摘 要
支出合計 (B)		

(3) 計算欄

	予算額	備 考
差引額 (C)		※支出合計 (B) - 寄付金・その他収入合計 (A)
補助基本額 (D)		※差引額 (C) の3分の2相当額
補助申請額 (E)		※補助基本額 (D) の千円未満の端数を切り捨てた額

記載要領 ①消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとします。(第5条第3項を参照ください。)

②(2)支出の部の予算額の欄には、別表(第5条関係)に該当する補助対象経費を記入してください。

③摘要の欄には、内容とその内訳について可能な限り詳しく説明してください。

様式第4号（第6条関係）

実施団体概要書

フリガナ			
団体名			
設立年月日	年 月 日		
フリガナ			役 職
代表者			
目的・活動 設立経緯			
担当者 連絡先	氏名		所属
	電話		FAX
	E-mail		

※実施団体の存在を確認できる書類（定款、会則、規約、開業届、会員名簿等）を添付してください。

様式第5号（第7条関係）

生地共第号  
年月日

様

生駒市長

福祉イベント実施事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福祉イベント実施事業補助金について、下記のとおり  
交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第7条関係）

生地共第号  
年月日

様

生駒市長

福祉イベント実施事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福祉イベント実施事業補助金について、生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

生駒市長

申請者 所在地

団体名

代表者 氏名

福祉イベント実施事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付生地共第 号により交付決定を受けた福祉イベント実施事業補助金について、下記のとおり事業を（変更・中止）したいので承認をお願いいたします。

記

1 事業名称

2 事業内容

3 （変更・中止）理由

4 事務担当者

所属・職・氏名		
連絡先	TEL	FAX
	E-mail	

5 添付書類（事業費の変更がある場合）

別紙①

別紙①（変更承認用）

収支予算書

代表事業者名 \_\_\_\_\_

（１）収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
寄付金・その他収入 （A）		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額（E）と同額
収入合計		

（２）支出の部

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
支出合計（B）		

（３）計算欄

	予算額	備 考
差引額（C）		※支出合計（B）－ 寄付金・その他収入合計（A）
補助基本額（D）		※差引額（C）の3分の2相当額
補助申請額（E）		※補助基本額（D）の千円未満の端数を切り捨てた額

記載要領 ①消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとします。（第5条第3項を参照ください。）

②（２）支出の部の予算額の欄には、別表（第5条関係）に該当する補助対象経費を記入してください。

③摘要の欄には、内容とその内訳について可能な限り詳しく説明してください。

生駒市長

申請者 所在地  
          団体名  
代表者 氏名

福祉イベント実施事業補助金実績報告書

年 月 日付生地共第 号により交付決定を受けた福祉イベント実施事業補助金に係る事業実績について、生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 事業報告書（様式第9号）
- 2 収支決算書（様式第10号）
- 3 収支決算に係る領収書の写し

事業報告書

事業名称	
事業の内容（効果、実績等を記入）	(1) 具体的な内容  (2) 目標達成状況及び効果  (3) 参加者の声
事業完了日	年 月 日
課題	(1) 事業に関する問題点  (2) 改善策や今後の展望

※適宜記載欄を拡大し、詳細に記述すること。

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。

収支決算書

代表事業者名 \_\_\_\_\_

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	決算額	適 用
寄付金・その他収入 (A)		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額 (E) と同額
収入合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	決算額	適 用
支出合計 (B)		

(3) 計算欄

	決算額	備 考
差引額 (C)		※支出合計 (B) - 寄付金・その他収入合計 (A)
補助基本額 (D)		※差引額 (C) の3分の2相当額
補助申請額 (E)		※補助基本額 (D) の千円未満の端数を切り捨てた額

記載要領 ①消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとします。(第5条第3項を参照ください。)

②(2) 支出の部の決算額の欄には、別表(第5条関係)に該当する補助対象経費を記入してください。

③摘要の欄には、内容とその内訳について可能な限り詳しく説明してください。



